

成人式を迎える新成人の方へ



20歳になったら国民年金

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めることによって、基礎年金を支給する年金制度で、国民年金はみんながお互いに協力し、将来を支えあう制度で、国が責任を持って運営しています。

「まだ年金なんて・・・」と思われるかもしれませんが、年金が必要になった時に慌てても間に合わなくなることがあります。未来の自分の為にもきちんと加入し、保険料を納めましょう！

国民年金（基礎年金）3つのメリット

- 1 老後を支えます 老齢基礎年金
- 2 病気やケガで障害の状態になったときに支えます 障害基礎年金
- 3 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者・子を支えます 遺族障害年金

年金手帳は大切に保管しましょう

年金手帳は加入手続きの後、自宅に郵送されます。年金手帳は就職した時や年金を請求する時に使用しますので、大切に保管してください。



「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入等が少なく、保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（50歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

☆「学生納付特例制度」

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☆「若年者納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

しかし、収入を得られるようになり、保険料の納付が可能となったときに「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

20歳になった時の国民年金の手続き等については役場または年金事務所にお問い合わせください。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問い合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 TEL：0166-25-5589